

北信交旅第341号
平成28年9月5日

石川運輸支局長 殿

自動車交通部長

貸切バス事業者に対するパソコン等の保有に係る指導等について（依頼）

標記について、自動車局旅客課長より別紙（平成28年9月1日付け国自旅第152号）のとおり通知があったので、了知されたい。





国自旅第 152号
平成28年9月1日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

貸切バス事業者に対するパソコン等の保有に係る指導等について（依頼）

平成28年6月3日に公表した「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」においては、メールにて制度改正等に関する情報を配信するため、パソコンの保有を義務付けることとされたところである。

これを受け、インターネットに接続されたパソコン又はタブレット端末（以下「パソコン等」という。）を営業所に設置するよう機を捉えて指導するとともに、事業者からメールアドレスを収集し、今後発出する通達等の情報についてはメールにて配信することとされたい。

なお、今後速やかに、道路運送法第86条の規定に基づき、営業所へのパソコン等の設置を許可等の条件とする予定である。これに伴い、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」（平成11年12月13日付け自旅第128号・自環第241号）を改正する予定であるほか、道路運送法の改正により許可の更新制が導入された後は、更新許可時に同様の条件を付す予定であることを申し添える。

また、別紙のとおり日本バス協会会長あて通知したことを申し添える。